

2019年5月5日制定

2021年6月1日改訂

## バーベキュー利用要項

### 1. 利用方法

#### (1) 事前申込

- ・申込は、利用の2日前までをお願いします。
- ※当日の申込は電話にて問い合わせ下さい。(夜間バーベキューは当日不可)
- ・申込は、先約順とさせていただきます。(バーベキュー10区画まで)
- ・申込は、川の駅ホームページ・川の駅へのお電話にて受付します。

#### ■川の駅ホームページ 予約フォーム

<https://www.kawanoekiizugateway.com/>

#### (2) 利用当日の受付・利用料金のお支払い

- ・利用当日に水防多目的センター狩野川展示館受付にお越しください。
- ・お支払いの前に利用に関する誓約書に署名いただきます。
- ・利用料金のお支払いは利用当日に受付で現金にてお支払いください。  
振込やクレジットカードによるお支払いはできません。
- ・利用料金のお支払いと引き換えに利用許可書(領収書)をお渡しします。

#### (3) レンタル機材について

- ・レンタル機材は所定の使用方法でご利用下さい
- ・使用方法を遵守頂けない場合は、利用途中でもご返却いただき、料金についての返却はございません。
- ・レンタル機材の返却は、当日16時までにご返却頂き、破損が確認された場合の修理費はお客様にご負担頂く場合がございます。
- ・レンタル機材は元の状態に戻して川の駅事務所に返却ください。
- ・夜間の備品レンタルは行っておりません。

### 2. 貸出区画・利用料

#### (1) 貸出区画

バーベキュー利用区画 …… 1日先着10区画まで、1区画あたり28㎡以下

※指定管理者の自主事業、町のほか行政及び公益的事業及び先に許可を行った催事の規模や内容による利用調整などにより、申込をお受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※区画の場所は運営の都合上希望に添えない場合がございます。

## (2) 施設使用料

利用目的	利用時間	利用料金	備考
バーベキュー	9:00~16:00	2,000円	川の駅営業時間内 (9:00~17:00)の利用のみ
夜間バーベキュー	14:00~21:00	3,500円	川の駅営業時間内 に受付 22:00まで利用可 利用時間までに 片付け込み 22:00完全撤収

※1区画(28㎡)利用する場合の料金です。

## 3. 利用上の注意事項

- ・利用については、設置、片付け、火気使用、ケガ等全てにおいて、自己管理と自己責任をお願いします。適切な利用で、次の利用者が綺麗に利用できるようにお願いします。
- ・「川の駅」の広場は、水道・電気(照明)・下水・ゴミ箱はございません。施設内での食器等の洗浄や、固形物等の排水はできません。また、ゴミは必ず持ち帰る様にお願いいたします。
- ・許可を受けずに火気を使用しないでください。また、通路・駐車場、園路での火気の使用は禁止します。
- ・花火の使用は禁止します。
- ・直火でのバーベキューはお断りしております。
- ・他の施設利用者への迷惑となる行為(快適性を損なう音や振動の発生を伴う行為)はしないでください。
- ・喫煙スペースはございません。
- ・自動車は川の駅駐車場(水防多目的センター横駐車場)に駐車してください。
- ・持ち込み器材や貴重品については、各自で管理してください。盗難、紛失、毀損等があっても運営は一切責任を負いません。
- ・施設の利用後は、施設を利用する前の状態に戻してください。
- ・施設及び備品の毀損並びに破損又は紛失したときは、運営へ申し出てください。
- ・利用者間等のトラブルまた、当「川の駅」の施設利用者からの苦情等に関して、運営は一切責任を負いませんので、利用者にて改善及び解決をしてください。
- ・利用者の責任によるレンタル機材の損害(汚損、破損、紛失等)については、賠償していただきます。
- ・万が一、改善及び解消が認められない場合には、次回より利用をお断りさせていただく場合がございます。

- ・荒天等により、河川の増水の恐れがある場合は、ご利用を制限させて頂く場合がございます。
- ・夜間バーベキューを利用されるお客様は、14:00～17:00 の間に受付を済ませて下さい。また 21:00には片付けをして、お帰りの際はセブン-イレブン道の駅伊豆ゲートウェイ函南店 (☎055-970-0830)へ、ご連絡していただき、立会い確認実施後、22:00 にはお帰り下さい。

#### **4. 利用許可の取り消し**

次の項目に該当すると判断した場合は施設利用の許可ができません。また、利用許可書（領収書）交付後、施設の利用中であっても、利用を停止または取り消す場合があります。

- ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- ・施設等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- ・集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- ・政治、宗教等を内容とするものと認められるとき。
- ・当施設の設置目的または許可を受けた目的以外の利用が認められるとき。
- ・偽り、名義貸し及びその他不正の手段により許可を受けたとき。
- ・上記以外に施設の管理上支障がある又は施設管理者の指示に従わないと認められるとき。

※函南 川の駅設置及び管理に関する条例に基づく利用をすること